新居浜工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規程

平成28年10月6日規程第3号 最終改正 令和2年3月17日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則第9条及び新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第21条の規定に基づき、本校における設計・コンサルタント業務をプロポーザル方式によって建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、選定の適正を期しかつ技術的に最適なものを特定するため建設コンサルタント選定委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提案者に要求 される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定に関すること。
 - (2)技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
 - (3) 技術提案書を特定するための評価基準に関すること。
 - (4)技術提案書の特定に関すること。
 - (5) その他建設工事に関連する建設コンサルタント選定等に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総務課長
 - (2) 学生課長
 - (3) 総務課課長補佐
 - (4) 校長の指名する教員 2名

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理 する。

(報告)

第5条 委員長は、審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑目()

第8条 この規程に定めるもののほか,委員会の議事及び運営について必要な事項は, 委員会が別に定める。 附 則(平成28年10月6日制定)

- 1 この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校における建設工事に係る競争参加資格等審査委員会要項 (平成18年12月18日要項第5号) は、廃止する。

附 則(令和2年3月17日 一部改正) この規程は、令和2年3月17日から施行する。